様式１

令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

代表者名　　様

京丹後市長　中山　泰

工事請負契約書第25条第５項に基づく請負代金額の変更について（請求）

　　令和　年　月　日付け契約締結した○○○○○○○○○○工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約書第25条第５項に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求します。

　　なお、協議開始日は別途、通知します。

記

１．請負代金額 ￥

２．工　　　期 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

３．請求する主要資材名　【請求する工事材料を具体的に記載】

様式２

令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

代表者名　　様

京丹後市長　中山　泰

工事請負契約書第25条第８項の規定によるスライド額協議開始日について（通知）

　令和　年　月　日付けで工事請負契約書第25条第５項に基づく請求を行った○○○○○○○○○○工事における、同条第８項の規定によるスライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

　　なお、請負代金額の変更額の対象とする主要な工事材料及び算定方法は下記のとおりとします。

記

１．スライド額協議開始日 令和　年　月　日（もしくは「別途通知」）

２．請負代金額の変更額の対象とする主要な工事材料は、鋼材類、燃料油、その他工事材料のうち、鋼材類、燃料油、コンクリート類、アスファルト類、その他の主要な工事材料を基本とする品目類ごとの変動額が請負代金額の１％を超える品目とする。

なお、請負代金額とは、部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額及び指定部分に相応する請負代金の額を控除した額。ただし、部分払検査合格後の工事打合せ簿による通知により、工事請負契約書第25条第５項の適用の対象とした場合は除く。

３．請負代金額の変更額の算定方法は、次により算出するものとする。

（１）当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油、その他工事材料（コンクリート類、アスファルト類、その他の主要な工事材料）に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

　　Ｓ ＝ Ｋ×100／（1+消費税及び地方消費税の税率）（千円未満切り捨て）

　Ｋ ＝（ Ｍ変更（鋼，油，材料））－（ Ｍ当初（鋼，油，材料））＋Ｐ×1/100

　　　　Ｍ当初（鋼，油，材料） ＝ { ｐ 1×Ｄ1 ＋ ｐ 2×Ｄ2＋……

　　　　　　　　　　　　　　　＋ ｐ m×Ｄm }×（1+消費税及び地方消費税の税率／100）

　　　　Ｍ変更（鋼，油，材料） ＝ { ｐ'1×Ｄ1 ＋ ｐ'2×Ｄ2＋……

　　　　　　　　　　　　　　　＋ ｐ'm×Ｄm }×（1+消費税及び地方消費税の税率／100）

Ｓ ：スライド額（税抜き額）

Ｋ ：請負代金額の変動額

Ｍ当初（鋼，油，材料）：価格変動前の品目類ごとの金額

Ｍ変更（鋼，油，材料）：価格変動後の品目類ごとの金額

ｐ ：設計時点における対象材料の設計単価

ｐ'：価格変動後における対象材料の設計単価

Ｄ ：下記（６）に基づき各対象材料について算定した、請負代金額の変更額の

算定の対象とする数量（以下「対象数量」という。）

Ｐ ：２．に規定する請負代金額

（２）受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類などの品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。以下、「実際の購入金額」という。）を示して５．により異議を申し立てた場合であって、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象材料ごとに実際の購入金額の単価が実勢価格以上になることを確認した資料及び当該地域での市場取引価格が確認できる２社以上の見積りをもって対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。

実際の購入金額が（１）のＭ変更鋼、Ｍ変更油、Ｍ変更材料を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する上述資料を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、（１）の規定にかかわらず、（１）のＭ変更鋼、Ｍ変更油、Ｍ変更材料に代えて実際の購入金額を用いて、（１）の算式により請負代金額の変更額を算定する。

（３）（２）の「実際の購入金額」は、次に定めるものとする。

①　５．の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が（６）に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

②　５．の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が（６）に規定する対象数量を上回る場合は、対象数量ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

③　燃料油に該当する各対象材料について、５．（３）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を（６）の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、（５）②の平均価格を乗じて得た金額。

（４）スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

（５）スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ｐ'）は、次に定めるとおりとする。

①　鋼材類及びその他対象材料（燃料油等を除く）

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入の月の実勢価格を平均した価格）とする。

②　燃料油等

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の翌月の実勢価格（対象材料を複数の付きに購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

（６）対象数量は対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

①　設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。

②　数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量。

③　設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

【２に記載の金額に異議がない場合に記入】

　上記の協議に同意し、一部返送する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設㈱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名

様式２－１

令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

代表者名 　様

京丹後市長　中山　泰

工事請負契約書第25条第８項の規定によるスライド額協議開始日について（通知）

　令和　年　月　日付けで工事請負契約書第25条第５項に基づく請求を行った○○○○○○○○○○工事における、同条第８項の規定によるスライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

記

１．スライド額協議開始日 令和　年　月　日

※様式２にて、スライド額協議開始日を「別途通知」とした場合は、協議開始が可能となった時

点で、本様式にて改めてスライド額協議開始日の通知を行うこと。

様式２－２

令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

　代表者名 　様

京丹後市長　中山　泰

工事請負契約書第25条第８項の規定によるスライド額協議開始日の変更について（通知）

　令和　年　月　日付けで通知した工事請負契約書第25条第８項の規定に基づくスライド額協議開始日について、下記のとおり変更します。

記

１．変更前のスライド額協議開始日 令和　年　月　日

２．変更後のスライド額協議開始日 令和　年　月　日

様式３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

代表者名 　様

京丹後市長　中山　泰

○○○○○○○○○○工事における工事請負契約書第25条第５項に基づく請

負代金額の変更の請求について(協議）

　令和　年　月　日付けで請求を行った標記について、工事請負契約書第25条第７項に基づき下記のとおり協議します。

記

１．請負代金額の変更額の算定の対象となる材料及び数量

別紙１のとおり

２．請負代金額変更請求概算額

　　様式Ａのとおり

３．受注者は、２．の請負代金額変更請求額概算計算書(様式Ａ)に対して、次により異議を申し立てることができる。

（１）受注者は異議を申し立てるときは、別紙様式４及び様式Ｂ－１～２に受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量および単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類を添えて、発注者に提出するものとする。

（２）（１）に示す必要な証明書類を提出しないため、対象材料について（１）に記載する事項が確認できない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

（３）（２）の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量および単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると発注者が認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する数量を発注者に提出するものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと発注者が認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても、対象数量とすることができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙１

**工事請負契約書第25第条第５項の対象材料内訳表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　目 | 材　　料 | 規　　格 | 単位 | 数　量 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

様式４

令和　年　月　日

京丹後市長　中山　泰　様

受注者

○○建設(株)

　　代表者名

工事請負契約書第25条第５項に基づく請負代金額の変更請求に対する異議申し立て

　　令和　年　月　日付けの請負代金額の変更請求及び令和　年　月　日付けの請負代金額変更請求額概算計算書に関し、対象資材の購入年月・購入単価等について異議がありますので、別紙のとおり関係書類を添付の上、申し立てます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別添２

○○○○工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 請負代金額【消費税含む】 |  |
| 1. 既済部分出来高金額【消費税含む】 |  |
| 1. スライド対象請負金額（①－②）：Ｐ【消費税含む】 |  |
| ④（鋼材類）  （Ｍ－Ｍ）又は  （実際の購入金額－Ｍ）【消費税含む】 |  |
| ⑤ （燃料油）  （Ｍ－Ｍ）又は  （実際の購入金額－Ｍ）【消費税含む】 |  |
| ⑥ （コンクリート類）  （Ｍ－Ｍ）又は  （実際の購入金額－Ｍ）【消費税含む】 |  |
| ⑦（アスファルト類）  （Ｍ－Ｍ）又は  （実際の購入金額－Ｍ）【消費税含む】 |  |
| ⑧（その他の主要な工事材料）  （Ｍ－Ｍ）又は  （実際の購入金額－Ｍ）【消費税含む】 |  |

１）請負代金額の変動額（Ｋ）

　　Ｋ＝（ Ｍ － Ｍ ）＋（ Ｍ － Ｍ ）＋（ Ｍ － Ｍ ）＋ Ｐ×１／１００

|  |  |
| --- | --- |
| ＝ ④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋③×１／１００＝ |  |

２）スライド額（Ｓ） ＝ 請負代金額の変動額（Ｋ） ×１００／１１０

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＝ |  | （千円未満切り捨て） |

|  |  |
| --- | --- |
| ３）消費税相当額 ＝ スライド額（Ｓ）×０．１０ ＝ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ４）スライド額（Ｓ’）＝ スライド額（Ｓ）＋ 消費税相当額 ＝ |  |

*➢消費税及び地方消費税率はその都度修正すること。*

様式５－１

令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

代表者名　　様

京丹後市長　中山　泰

工事請負契約書第25条第７項に基づく協議に係るスライド変更金額の協議について

令和　年　月　日付け請求を行った工事請負契約書第25条第５項に基づく請負代金額の変更金額は下記のとおりです。

なお、異存がなければ、回答書(様式６)提出をお願いします。

１．工事名　　○○○○○○○○○○工事

２．スライド変更金額　（減）￥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥

　　　スライド額計算書は様式Ｃ及び別紙２のとおり

様式５－２

令和　年　月　日

受注者

○○建設(株)

代表者名　　様

京丹後市長　中山　泰

工事請負契約書第25条第５項に基づく請負代金額の変更請求の取り下げについて

　　令和　年　月　日付けで工事請負契約書第25条第５項に基づく請負代金額の変更請求を行った○○○○○○○○○○工事について、算定の結果、請負代金額の変更は行わないこととしますので、請負代金額の変更請求を取り下げます。

様式６

令和　年　月　日

京丹後市長　中山　泰　様

受注者

○○建設(株)

代表者氏名

工事請負契約書第25条第５項に基づく請負代金額の変更について（回答）

　令和　　年　　月　　日付けで協議のあった下記工事について、工事請負契約書第２５条第５項によるスライド変更金額について異存ありません。

記

１　工事名

２　スライド変更金額　（増）￥

　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥